豕庭の方にも

児童扶養手当が支給され

5母が1年以上遺棄 (連絡がと

6母が1年以上刑務所などに拘

禁されている児童

いること)している児童 れず、児童の養育を放棄して

家庭の方にも児童扶養手当が支 給されます。 平成22年8月1日から、父子

の安定、自立を促進するための ない児童の健やかな成長と生活 亡・遺棄などの理由で、 たは母親と生計をともにしてい 児童扶養手当とは、 離婚·死 父親ま

8母が児童を妊娠した当時の事

母が婚姻せずに生まれた児童

情が不明である児童

支給されませんのでご注意くだ この手当は、申請しなければ

手当が支給されません。

父または児童の住所が日本国

内にないとき

※ただし、次のような場合には

記得 医印度伊耳克 毒素

と)し、かつ、

生計を同じくし

者として生活の面倒を見るこ て、父がその児童を監護(保護 程度の障がいのある方)につい または20歳未満で政令の定める

てはまる児童(18歳の年度末、

次の1~8のいずれかに当

▼父子家庭の支給要件

ている場合

3母が重度の障がいの状態にあ

害年金の加算の対象になって り、かつ、母に支給される障

4母の生死が明らかでない児童

いない児童

2母が死亡した児童

1父母が婚姻を解消した児童

児童扶養手当・所得制限限度額表			
扶養	受給資格者本人		《扶養義務者》
人数	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	所得制限額
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※受給資格者本人、配偶者および同居している扶養義 務者(父母、子、祖父母、兄弟など)の前年分(1~6月までの間に請求するときは前々年分)の所得により、その年の8月から翌年7月までの一年分の支給額が決定されます。所得制限限度額以上であるときは、手 当の支給が制限されます。

父または児童が公的年金を受 支給停止の場合を除く) けることができるとき(全額

児童が母の死亡について遺族 母に支給される公的年金の加 算の対象になっているとき ら6年を経過していないとき 合で、この給付の発生事由か 補償などの給付を受けられる場

母と生計を同じくしていると き(母が重度障がいの場合を

里親に委託されているとき

父の配偶者(婚姻の届け出を と同様の事情にある者を含む していないが、事実上婚姻関係 に養育されているとき

められないとき など、父が養育していると認 児童福祉施設に入所している

とき 分離している場合も含む)の の扶養義務者(住民票を世帯 受給資格者本人・同一住所地 所得が、所得制限以上になる

▼手当の支給

○支給額

【支給対象児童1人の場合】

部支給(所得により変動

⇒月額4万1710円

は12月です。

ぞれ上記の金額に、 いては5千円、第3子以降は1 【支給対象児童2人以上の場合】 人につき3千円を加算した金額 全部支給・一部支給ともそれ 第2子につ

▼受給するには

が必要です。 市役所児童福祉課で申請手続き

全部支給 ⇒月額4万1720円

ります。 ※所得により全部支給停止もあ 9850円

になります。

児童扶養手当を受給するには 問

いは次のとおりです ●すでに父子家庭としての支給 申請の時期についての取り扱

月1日より前でも申請ができま

要件に該当している方は、

8

と、次の取り扱いとなります。 ●11月30日までに申請いただく 平成22年7月31日までに支給 ば、「8月分」から支給されま 要件に該当している方 **→11月30日までに申請をすれ**

※8月~11月分が支給されるの 平成22年8月1日以降、 →11月30日までに申請をすれ 30日までに支給要件に該当し 分」から支給されます。 ば、「要件に該当した日の翌月 11 月

ので、早めに手続きをしてくだ 翌月分」からの支給になります ●11月30日を過ぎると、「申請の

申請手続き

要になります。詳しくは児童福 童の戸籍謄本(抄本)などが必 祉課まで問い合わせください。 申請にあたっては父および児